

件名	愛媛県監査委員条例の一部を改正する条例
主管課	監査事務局
根拠法令等	地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正の理由</p> <p>「地方自治法の一部を改正する法律」(平成29年法律第54号)により令和2年度から内部統制制度が導入され、監査委員は知事から提出される「内部統制評価報告書」について審査を行い、意見を付すこととされたことに伴い、標記条例について所要の規定整備を行う。</p> <p>2 改正内容の概要</p> <p>第7条(請求又は要求に基づく監査の執行期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引用条文の項の追加に伴う規定整備等 <p>第8条(意見の提出期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制評価報告書に係る審査意見の知事への提出期日について審査に付された日から3か月以内とする。(現行条例第8条の普通会計決算審査意見及び健全化判断比率に係る審査意見の知事への提出期日と同じ) <p>第11条(公表の方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引用条文の条ずれに伴う規定整備 	
施行日	令和2年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○地方自治法等の一部改正(平成29年法律第54号)</p> <p>① 内部統制に関する方針の策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備(その他の市町村長は努力義務) ・方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出 <p>② 監査制度の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表 ・そのほか、監査制度について以下の見直しを実施 <ul style="list-style-type: none"> * 勧告制度の創設 * 議選監査委員の選任の義務付けの緩和(※) * 監査専門委員の創設(※) * 条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和(※) 等 <p>③ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表 <p>④ 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に ・議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取 <p>○改正法の施行 令和2年4月1日 (②の※印及び③は平成30年4月1日施行済み)</p>	